台風・地震警戒時等における児童・生徒の登下校の指導ならびに授業実施について

木曽岬町教育委員会 令和6年8月改訂

1 台風時等における警報等の発表時における休校判断 <変更なし>

ここでいう警報とは、暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別 警報をさします。また、避難指示が発令された場合も同様の対応とします。

<始業前に警報が出されている場合>

| 状況判断の時間 | 授業の開始時間 |
|------------------------|------------|
| 午前6時までに警報が解除された場合 | 通常どおり授業を行う |
| 午前6時を過ぎてもなお警報が解除されない場合 | 休校とする |

<始業後に警報が出された場合>

できる限り早く下校させます。ただし、状況によっては、一時下校を見あわせ、学校で待機させることがあります。

<その他の注意事項>

- ① 警報が解除されても授業が開始できない場合は、学校(メール配信)または教育委員会(広報無線放送等)から連絡をします。また、みなさんの家に大きな被害があった時には学校へ連絡してください。
- ② テレビ・ラジオ・インターネット等で最新の情報を確認してください。
- ③ 上記以外の警報の時は、安全に留意しながら、いつもと同じように登校させてください。
- ④ すべての警報が解除されても、増水している川や池のへりに近づかないようお子さんに指導をしてください。 また、積雪時などは外出を控えるなど、交通安全についても指導してください。

2 南海トラフ地震臨時情報発表時における休校判断 < 令和6年8月改訂>

| キーワード | 発表された状況 | 対 応 |
|--------------|------------------------|--|
| ① 調査中 | 午前6時を過ぎても発表されている場合 | 通常どおり授業を行う |
| | 始業後に発表された場合 | 通常どおり授業を行う |
| ② 巨大地震注意 | 午前6時を過ぎても発表されている 場合 | 通常どおり授業を行う ※発生した地震による被害や地震関連情報等の状況 に応じて、休校の措置を講じる場合もある |
| | 始業後に発表された場合 | 通常どおり授業を行う ※発生した地震による被害や地震関連情報等の状況 に応じて、下校の措置を講じる場合もある |
| ③ 巨大地震 警戒 | 午前6時を過ぎても発表されている 場合 | 休校とする(児童生徒は登校させない) ※休校期間は1週間を基本とする (状況に応じて延長する場合がある) |
| | 始業後に発表された場合 | 児童生徒を安全に下校させる ※安全に下校させることができない場合は、待機 (もしくは 2 次避難)させる ※必要に応じて保護者への引き渡しを検討する ※以降、I 週間を基本に休校とする (状況に応じて延長する場合がある) |
| ④ 調査終了 | | 通常どおり授業を行う |

3 震度 5 強以上の地震発生時における休校判断 <新規>

| 発生時間 | 対 応 | | |
|------|---|--|--|
| 始業前 | 休校とする(児童生徒は登校させない) ア 小学校・中学校とも登校を見合わせ、自宅待機とする。 イ 学校または木曽岬町教育委員会から連絡があるまでの間、休校とする。 | | |
| 始業後 | 直ちに授業を中断し、児童生徒の身の安全を確保するとともに避難行動を開始する ア 下校させる場合は、通学路の安全を確認した後、集団下校や保護者への引き渡し等の 対応をとる。ただし、状況によっては学校に待機(もしくは2次避難)させる。 イ 翌日以降は、学校または木曽岬町教育委員会から連絡があるまでの間、休校とする。 | | |

- ※ 震度5弱以下の地震であっても、学校及び近隣地域の被害状況により、状況に応じて、休校 の措置を講じる場合もあります。
- 4 全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達がおこなわれた場合 <変更なし>
- <始業前に情報伝達がおこなわれた場合>
 - ア 小学校・中学校とも登校を見合わせ、自宅待機とする。
 - イミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、登校を開始する。
 - ウ ミサイル領土内、領海内落下情報が発表された時は、自宅待機とする。
 - ※ 木曽岬町災害対策本部により、登下校の安全が確認でき次第、登校を再開する。

<始業後に情報伝達がおこなわれた場合>

- ア 授業を中断し安全を確保する。
- イミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、安全を確認し、授業を再開する。
- ウミサイル領土内・領海内落下情報が発表された時は、授業は再開せず、追加情報を待ち、状況に応じ、 集団下校や保護者への引き渡し等の下校措置を行う。
 - ※ 全国瞬時警報システム(J アラート)は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用されるもので、弾道ミサイルが発射されるという情報だけでは、使用されることはありません。